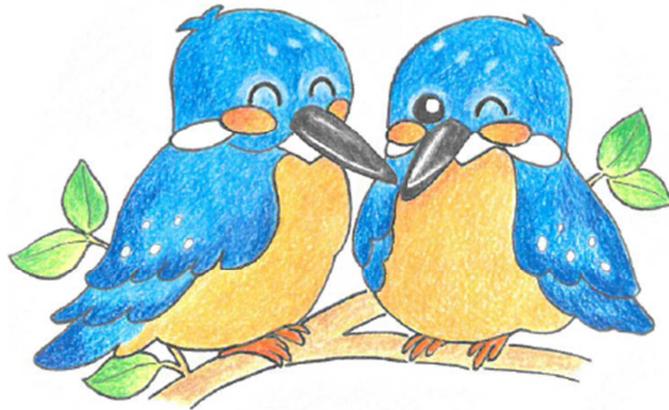


吉野川市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度に関する手引



市の鳥 カワセミ



1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的マイノリティであり、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力して生活を共にすることを約束した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を市に提出し、その宣誓を公的に証明する制度です。

ファミリーシップ宣誓制度は、パートナーシップを宣誓した方に、生計が同一の未成年の子どもがいる場合（実子または養子）、その子どもを愛情をもって養育することを約束した関係（ファミリーシップ）である旨の宣誓書を市に提出し、その宣誓を公的に証明する制度です。

この制度は、法律上の効果（婚姻や親族関係の形成・相続・税金の控除など）が生じるものではありませんが、市民の性の多様性への理解を深め、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すものです。

2 対象になる方（国籍は問いません）

①お二人とも成年に達していること。

②お二人とも吉野川市に住所を有していること。

（宣誓日から1か月以内に市内に転入予定の方を含みます。）

③お二人とも配偶者（事実婚を含む）がいないこと。宣誓するお相手以外の方とパートナーシップ関係にないこと。

④お二人の関係が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと。

⑤ファミリーシップの宣誓の場合、パートナーシップ関係にあるお二人の一方または双方の未成年の子であり（実子または養子）、生計が同一であること。

3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を受け取るまでの流れ

①市人権課（☎0883-22-2229）へ連絡。

担当職員が宣誓の要件や内容、必要書類などの説明をします。

②宣誓日の予約

宣誓する日や時間を調整します。

③予約した宣誓日に来庁し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

市職員の面前で、お二人揃って宣誓書にご記入いただきます。その際、必要書類の確認をします。

※宣誓書受領証などは即日発行できないため、受領証交付日の調整を行います。

④再度来庁し、受領証などの交付

宣誓書受領証などを交付しますので、本人確認書類をご用意の上、来庁してください。転入予定の方は、転入確定後に住民票の写しを提出してください。

4 必要書類

□①住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- 一人につき1通提出してください。
(発行から3か月以内。同一世帯のときは、二人の記載がある住民票の写しを1通)
- 本籍、世帯主の氏名、続柄、住民票コード、個人番号(マイナンバー)は省略してください。
※住民票コードやマイナンバーが記載された住民票の写しなどは、関係法令上、受け取れません。
- ファミリーシップの宣誓も行う場合は、子を含めた住民票の写しを提出してください。
- 転入予定の方は、その事実がわかる書類(転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書など)を提出してください。

□②戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)または独身証明書

- 3か月以内に発行されたものを一人1通ずつ提出してください。
(発行は本籍地の市町村)
- ファミリーシップの宣誓も行う場合は、未成年の子との親子関係が分かる戸籍抄本など。
- 外国籍の方は、大使館などが発行する「婚姻要件具備証明書(独身証明書)」とその日本語訳文を提出してください。

□③本人確認書類

ア 顔写真付きの官公署が発行したもの

(例: 個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)など)

イ ア、をお持ちでない場合は本人確認書類を2点

(例: 健康保険証と年金手帳など)

□④通称名を日常的に使用していることがわかる書類

- 社員証、学生証、法人が発行した身分証明書、通称名で届いた郵便物など。
通称名を登録し、住民票に記載されている場合、上記①の提出書類で確認します。

5 子の氏名の削除

- 宣誓書に氏名が記載されているお子さんが満15歳以上に達した日以降に、お子さん本人から受領証・受領カードから氏名の削除を希望される場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)」を提出してください。

6 よくある質問と回答

Q1 婚姻制度とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度はどう違いますか？

A 婚姻は、民法に基づく制度であり、相続など財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務など様々な権利や義務が発生します。

一方、吉野川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、内部規定である要綱に基づいて実施するものであり、法的な効力はありません。

この制度は、多様性を認め合い、誰もが個人として尊重される社会の実現を期待して導入するものです。

Q2 宣誓書受領証などはどのような場面で活用できますか？

A 一部の事業者では、携帯電話の家族割引や生命保険の受取人となることが可能な場合があります。（サービス提供事業者にお問い合わせください）

市役所関係では、市営住宅の入居申し込みが可能です。また、婚姻制度と同様に宣誓者は金婚ダイヤモンド婚記念式典の対象者となるほか、詳しくは市ホームページに掲載されている「吉野川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が利用できる行政サービス一覧」をご覧ください。

Q3 代理や郵送での宣誓はできますか？

A お二人が職員の面前で宣誓書に記入することになっていますので、代理や郵便での宣誓はできません。ただし、ご自分で記入が難しいなどの場合には代筆は可能です。

Q4 宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓や宣誓書受領証などの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓時に提出していただく必要書類の交付手数料などは自己負担になります。

Q5 性的マイノリティではない事実婚のカップルは宣誓できますか？

A この制度の対象者は性的マイノリティの方に限定され、事実婚の方は対象となりません。

Q6 宣誓は、同性カップルしかできないのですか？

A 一方または双方が性的マイノリティであれば、性別を問わず宣誓できます。

Q7 パートナーシップ宣誓制度は、同居していないと宣誓できませんか？

A 同居している必要はありませんが、宣誓日から1月以内にお二人とも吉野川市内に住所を有する必要があります。

Q8 通称名を使用できますか？

A 性別違和などで市長が特に理由があると認める場合は使用することができます。

通称名を使用する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証、学生証、法人が発行した身分証明書、通称名で届いた郵便物など）を宣誓時に提示していただきます。

通称名を使用した場合には、受領証などの裏面には戸籍上の氏名（外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるもの）を記載します。

Q9 受領証などは再交付してもらえますか？

A 紛失や汚してしまった場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）」を提出していただくことで再交付できます。

また、改姓や改名で受領証などの記載事項の変更による再交付を希望する場合は、その事実が確認できる書類を添付してください。

紛失以外の場合は受領証と受領カードを添付してください。

Q10 市外に転出する場合はどうすればいいですか？

A 一方または双方が市外に転出する場合には、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード」を添えて「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）」を提出してください。

2021（令和3）年1月発行
2022（令和4）年4月改訂

発行：吉野川市 市民部 人権課
〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
電 話：0883-22-2229
ファクス：0883-22-2260
E-mail：jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp